外来対応医療機関確保事業

10月１日以降の主な改正内容

（１）　補助対象

補助対象設備や補助対象医療機関の要件に変更はないが、既に本事業の補助を受けたことがある事業者の再度申請は行えない。

　※　補助対象医療機関の要件

令和５年３月１０日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は発熱者等診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

（２）　事業実施期間

事業期間は、令和６年３月末まで延長。